

令和元年度

定期監査結果報告書

松阪市監査委員

19 松監第 000187 号  
令和 2 年 2 月 3 日

松阪市監査委員 西 村 和 浩  
松阪市監査委員 加 藤 恭 子  
松阪市監査委員 米 倉 芳 周

### 令和元年度定期監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

なお、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、当該監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

# 第1 監査対象箇所及び実施期間

(令和元年6月19日～令和元年11月18日)

| 対 象 箇 所          |           | 監 査 実 施 日 | 対 象 箇 所                    |                             | 監 査 実 施 日  |
|------------------|-----------|-----------|----------------------------|-----------------------------|------------|
| 秘 書 広 報 課        |           | 元 . 8 . 6 | 環 境 生 活 部                  |                             |            |
| 防 災 対 策 課        |           | 8 . 20    | 環 境 課                      |                             | 元 . 8 . 16 |
| 企 画 振 興 部        |           |           | 清 掃 事 業 課                  |                             | 8 . 26     |
| 経 営 企 画 課        |           | 7 . 9     | 清 掃 政 策 課                  |                             | 8 . 26     |
| 情 報 企 画 課        |           | 7 . 9     | 清 掃 施 設 課                  |                             | 8 . 26     |
| 市 政 改 革 課        |           | 7 . 9     | 飯 南 ・ 飯 高 環 境 事 務 所        |                             | 8 . 16     |
| 地 域 づ くり 連 携 課   |           | 7 . 23    | 戸 籍 住 民 課                  |                             | 11 . 12    |
| 嬉 野 地 域<br>振 興 局 | 地 域 振 興 課 | 8 . 6     | 地 域 安 全 対 策 課              |                             | 7 . 9      |
|                  | 地 域 住 民 課 | 11 . 12   | 人 権 ・ 男 女<br>共 同 参 画 課     |                             | 7 . 23     |
| 三 雲 地 域<br>振 興 局 | 地 域 振 興 課 | 8 . 6     | 健 康 福 祉 部<br>( 福 祉 事 務 所 ) |                             |            |
|                  | 地 域 住 民 課 | 11 . 12   | 地 域 福 祉 課                  |                             | 7 . 18     |
| 飯 南 地 域<br>振 興 局 | 地 域 振 興 課 | 8 . 6     | 障 が い 福 祉 課                |                             | 7 . 18     |
|                  | 地 域 住 民 課 | 11 . 12   | 保 護 課                      |                             | 8 . 6      |
| 飯 高 地 域<br>振 興 局 | 地 域 振 興 課 | 8 . 6     | 高 齢 者 支 援 課                |                             | 8 . 20     |
|                  | 地 域 住 民 課 | 11 . 12   | 介 護 保 険 課                  |                             | 10 . 28    |
| 総 務 部            |           |           | 保 険 年 金 課                  |                             | 11 . 7     |
| 総 務 課            |           | 11 . 12   | 健 康 づ くり 課                 |                             | 8 . 6      |
| 財 務 課            |           | 10 . 28   | こ ども 局                     | こ ども 支 援 課                  | 10 . 28    |
| 職 員 課            |           | 8 . 20    |                            | こ ども 未 来 課                  | 8 . 20     |
| 契 約 監 理 課        |           | 7 . 18    |                            | 子 ども 発 達 総 合<br>支 援 セ ン タ ー | 10 . 28    |
| 市 民 税 課          |           | 8 . 26    |                            |                             |            |
| 資 産 税 課          |           | 8 . 26    |                            |                             |            |
| 収 納 課            |           | 8 . 26    |                            |                             |            |
| 債 権 回 収 対 策 課    |           | 8 . 26    |                            |                             |            |

| 対 象 箇 所           | 監 査 実 施 日  | 対 象 箇 所             | 監 査 実 施 日       |
|-------------------|------------|---------------------|-----------------|
| 産 業 文 化 部         |            | 消 防 団 事 務 局         | 元 . 11 . 12     |
| 商 工 政 策 課         | 元 . 7 . 18 | 会 計 管 理 課           | 8 . 20          |
| 観 光 交 流 課         | 11 . 7     | 市 民 病 院             | 6 . 19          |
| 地 域 ブ ラ ン ド 課     | 11 . 7     | 上 下 水 道 部           | 6 . 19<br>7 . 9 |
| 競 輪 事 業 課         | 11 . 7     | 教 育 委 員 会 事 務 局     |                 |
| 企 業 誘 致 連 携 課     | 11 . 12    | 教 育 総 務 課           | 8 . 16          |
| 農 水 振 興 課         | 8 . 1      | 学 校 教 育 課           | 8 . 1           |
| 林 業 振 興 課         | 8 . 1      | 学 校 支 援 課           | 8 . 1           |
| 農 村 整 備 課         | 8 . 1      | 生 涯 学 習 課           | 11 . 12         |
| 文 化 課             | 11 . 7     | ス ポ ー ツ 課           | 8 . 16          |
| 北 部 農 林 水 産 事 務 所 | 8 . 1      | 国 体 推 進 室           | 8 . 16          |
| 西 部 農 林 水 産 事 務 所 | 8 . 1      | 給 食 管 理 課           | 11 . 18         |
| 建 設 部             |            | 北 部 教 育 事 務 所       | 8 . 16          |
| 土 木 課             | 7 . 23     | 西 部 教 育 事 務 所       | 8 . 16          |
| 建 設 保 全 課         | 10 . 28    | 議 会 事 務 局           | 8 . 6           |
| 住 宅 課             | 7 . 23     | 農 業 委 員 会 事 務 局     | 8 . 6           |
| 用 地 対 策 課         | 7 . 23     | 監 査 委 員 事 務 局       | 11 . 18         |
| 都 市 計 画 課         | 7 . 9      | 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 | 11 . 12         |
| 営 繕 課             | 8 . 16     |                     |                 |
| 建 築 開 発 課         | 7 . 18     |                     |                 |
| 北 部 建 設 保 全 事 務 所 | 10 . 28    |                     |                 |
| 西 部 建 設 保 全 事 務 所 | 10 . 28    |                     |                 |

## 第2 監査の概要

### (1) 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査

### (2) 監査の対象とした事項

平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

必要に応じて令和元年度各課監査日までの事務事業の執行について

### (3) 監査の基準

全国都市監査委員会の「都市監査基準」（平成28年8月25日施行、令和元年8月29日改正）に準拠

## 第3 監査の方法

本年度の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、各所属長の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。また、平成30年度監査結果の意見に対する取り組み等、措置状況についても合わせて確認した。

(1) 予算の執行は適法かつ効果的に行われたか。

(2) 事務事業は予算の目的に基づいて行われたか。

(3) 契約事務が公正適切に行われたか。

(4) 財産の取得管理、現金及び物品出納事務が適正に実施されたか。

(5) 補助金交付事務は、補助金交付規則及び補助金交付要綱に基づき適正に行われたか。

(6) 事務の執行が合理的かつ効率的に行われたか。

(7) 職員服務規律等の徹底に取り組まれたか。

なお、令和元年10月4日付けで議員選出監査委員の交代があったため、

10月3日までは西村和浩、加藤恭子、沖和哉が、10月4日以後は西村和浩、加藤恭子、米倉芳周が監査を行った。

## 第4 監査の結果

監査の対象とした平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正に執行されていた。後述のとおり、一部に改善・検討を要する事項が認められた。これらについては、内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講ずるなど、適正な事務事業の執行に万全を期されたい。なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度口頭・文書で善処を指示した。

## 多くの課に共通する事項

- 「納品書兼検査書（履行届兼検査合格報告書）」の不作成・不備が多数見受けられた。「松阪市契約規則」、「松阪市物品及び業務委託契約執行規程」に基づき、適正に事務処理を行われたい。

【秘書広報課、防災対策課、情報企画課、地域づくり連携課、地域振興課（嬉野、三雲、飯南、飯高）、総務課、職員課、清掃政策課、清掃施設課、戸籍住民課、地域安全対策課、地域福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課、介護保険課、健康づくり課、こども未来課、子ども発達総合支援センター、商工政策課、観光交流課、文化課、土木課、北部建設保全事務所、市民病院、上下水道部、スポーツ課、議会事務局】

- 支出負担行為に係る決議や旅行命令、出張復命において、決裁区分誤りが散見された。「松阪市予算の編成及び執行に関する規則」、「松阪市事務決裁規程」、「決裁事務の適正な取扱いに関するガイドライン」に基づき、適正な事務処理をされたい。

【戸籍住民課、保険年金課、商工政策課、企業誘致連携課、林業振興課、北部建設保全事務所】

- 随意契約において、適用条項の記載がないもの、また、適用条項の記載はあるが適切でないもの、理由が記載されていないものなどが見受けられた。随意契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と理由を起案書に明確に記載し、説明責任を果たされたい。

【秘書広報課、防災対策課、情報企画課、地域振興課（飯南、飯高）、地域住民課（三雲）、戸籍住民課、人権・男女共同参画課、農水振興課、林業振興課、文化課、土木課、住宅課、市民病院、上下水道部、教育総務課、学校教育課、給食管理課】

- 補助金交付事務処理では、事業実施前に交付申請を行い、補助金の交付決定があった後に事業着手することになるが、補助対象者が交付決定前に発注・支出しているものがある。

【地域振興課（嬉野、飯南、飯高）、高齢者支援課、商工政策課、学校教育課】

- 補助金や交付金の実績報告書に添付されている証拠書類について、宛名のないものや日付誤りなどの不備が見受けられた。所管課においては十分審査を行い、適切な指導に努められたい。

【地域づくり連携課、環境課、清掃事業課、高齢者支援課、保険年金課、健康づくり課、学校教育課、スポーツ課、議会事務局】

## 個別事項

### ◎ 秘書広報課

#### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。
- 松阪市のホームページについて、閲覧者に利用しやすいサイトとなる工夫と研究に取り組まれたい。

### ◎ 防災対策課

#### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

### ◎ 企画振興部

#### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。  
【情報企画課、地域づくり連携課、地域振興課（嬉野、三雲、飯南、飯高）、地域住民課（三雲）】
- 市民意識調査については回収率 52.1%で、前回、前々回を上回った。今後も必要な情報が得られ、かつ、回収率の向上につながるよう設計の工夫を図られたい。

【経営企画課】

### ◎ 総務部

#### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【総務課、職員課】

- 安全衛生事業の健康診断について、職員の二次検査結果の報告書提出率が低い。職員自身が健康管理を十分に認識するよう指導を徹底されたい。

【職員課】

- 契約について、毎年、職員の認識不足からと思われる基本的な事務処理の不備（納品書兼検査書不作成、随意契約の法的根拠及び理由の記載もれ等）が散見される。適正な契約事務が確保されるよう引き続き指導されたい。

【契約監理課】

- 所得未把握者については、現地調査等により、所得把握に努めているが最終的な解消には至っていない。居所不明で追跡が困難なケースなどもあると思われるが、公平・公正の観点からも積極的に解消に取り組まれたい。

【市民税課】

## ◎ 環境生活部

### 指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【環境課、清掃事業課、清掃政策課、清掃施設課、戸籍住民課、地域安全対策課、人権・男女共同参画課】

- 収集業務等における公務災害は毎年発生している。安全衛生委員会での報告や指導・助言も実施されているが、事故の未然防止に努められたい。

【清掃事業課】

- ゴミの減量については、啓発冊子の配布やポスター募集など小学生に対する意識付けも行っているが、ゴミ量が減っていない現状の中、全世代に対して周知や啓発活動に取り組まれたい。

【清掃政策課】

- 生ごみたい肥化容器等購入補助金及び資源物集団回収活動補助金については、少額でも補助金が交付されている。取扱件数も多いことから、申請や交付にかかる業務量とその効果を検証し、交付額に下限を設けるなど事務の省力化を図ることも検討されたい。

【清掃政策課】

- 浄化槽設置工事にかかる契約については、浄化槽の規模が10人槽までを随意契約としているが、予定価格が随意契約の範囲を超えるものについては「松阪市契約規則」に基づき、適正に事務処理を行われたい。

【飯南・飯高環境事務所】

◎ 健康福祉部・福祉事務所

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。  
【地域福祉課、障がい福祉課、高齢者支援課、介護保険課、保険年金課、健康づくり課、こども未来課、子ども発達総合支援センター】
- 松阪市保育士修学資金貸付事業にかかる委託料のうち、貸付資金以外の事務費の算定にあたっては、貸付事業にかかる業務内容及び業務量を分析して、業務内容に見合った金額を算出されたい。

【こども未来課】

◎ 産業文化部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。  
【商工政策課、観光交流課、企業誘致連携課、農水振興課、林業振興課、文化課】
- 観光協会運営費補助金については補助金依存割合を改善していくとなっていたが、今年度は悪化した。観光協会職員の退職による要因もあったが、所管課においては、自主財源の確保も含め、計画が達成できるよう適切な指導に努められたい。

【観光交流課】

- おもてなし処の運営については、費用対効果を検証し、施設の活用方法を検討されたい。

【観光交流課】

◎ 建設部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【土木課、住宅課、北部建設保全事務所】

- 道路の穴ぼこや陥没は、放置すると大きな事故につながる可能性がある。道路管理瑕疵による事案は毎年発生しており、損傷箇所の早期発見と迅速な処理に努められたい。

【建設保全課】

◎ 消防団事務局

指摘要望事項

- 各分団等の消防施設にかかる備品で、取得年数が経過した古いものが見受けられる。日常の点検作業により整備は行われているが、災害発生時に十分に力が発揮できるよう計画的な設備の更新に努められたい。

◎ 会計管理課

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 松阪市民病院

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 上下水道部

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 教育委員会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

【教育総務課、学校教育課、スポーツ課、給食管理課】

- 期間や業者の異なっている自動体外式除細動器（AED）の賃貸借契約を更新する際には、一括契約するなど契約金額の低減や管理の効率化につなげられたい。

【学校教育課、スポーツ課】

- 特色ある学校づくり推進事業委託業務については、定期監査（二次）でも指摘しているように、事業内容にそぐわないと思われる支出がみられる。実施計画・予算編成の段階から、事業の目的に沿った内容であるかを確認し、見直しや改善に向けた措置を講じられたい。

【学校支援課】

- 給食設備にかかる備品で、取得年数がかなり経過した古いものが見受けられる。安全な給食が提供できるよう計画的な更新に努められたい。

【給食管理課】

◎ 議会事務局

指摘要望事項

- 多くの課に共通する事項での指摘について留意されたい。

◎ 農業委員会事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 監査委員事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

◎ 選挙管理委員会事務局

指摘要望事項

- 特に述べることはない。

## 意見

### ◎ 契約事務について

- ・ 契約方法は、一般競争入札によることが原則とされており、指名競争入札及び随意契約は例外的に実施できるものである。

随意契約においては、法的根拠、理由を明確にしなければならない。特に一者単独の随意契約にあっては、長年の実績や経験をもって「競争入札に適しない」とするのではなく、他に受託可能な業者はないか、同種の業務の状況や市場動向の把握に努め、契約価格の妥当性を担保されたい。

- ・ 前年度、多くの課に共通する事項として、「特約事項の付されていない長期継続契約や債務負担行為の設定がない自動更新条項付契約が散見されたこと」、また、「電気保安管理業務や機械警備業務の委託契約について、従来からの業者と競争性の確認を行うことなく随意契約とされていること」を指摘したが、これらについては、契約監理課や財務課からの周知や指導もあり多くの課で改善が見られた。今後も引き続き、適正な契約事務に努められたい。
- ・ 消耗品の購入等において、短期間に同一のものを複数回に分けて購入している事例が多数見られた。発注時には当初から必要な数量を見込むとともに、「松阪市契約規則」に基づき適正に事務処理をされたい。

### ◎ 予算執行管理について

- ・ 予算流用について、単純な見込み誤りや計上忘れによるものが散見された。予算の流用は法令で認められたものではあるが、予算の策定にあたっては「松阪市予算の編成及び執行に関する規則」等を再認識し、適正な予算管理に努められたい。